

次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業 香川県内第17号 (令和8年10月6日認定決定)

青葉工業株式会社 (高松市)



次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん認定又はトライくるみん認定された企業のうち、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組等

〔青葉工業株式会社の概要〕

- 労働者数 92人（うち女性 15人）
- 本社所在地 高松市林町475番地 1

〔両立支援に関する取組および制度〕

- 出生時育児休業やパパ・ママ育休プラス等、自社の育児休業取得促進に関する方針について社内周知を行いました。
- 育児休業を取得したことのある男性社員にヒアリングを行い、取得事例を収集しました。取得事例を記載した資料は事業所内に設置し、自由に閲覧できるようにしました。

〔働き方の見直しに資する労働条件整備の取組〕

- ノー残業デーを導入しました。
- 年次有給休暇の積極的な取得を促す周知を全社員に対して実施しました。

〔女性活躍のための取組〕

- 若手の女性労働者や管理職への研修として、女性の健康についての説明会に参加する機会を設けました。

〔育児休業等取得率〕

- 計画期間中、女性労働者 2 名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。
 - 計画期間中に男性労働者 1 名が育児休業を取得し、取得率は33.3%でした。
- ※計画期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

基準適合認定一般事業主認定通知書

青葉工業株式会社

代表取締役 葛西 剛 殿

貴社の令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十五条の二に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。

令和八年十月六日

香川労働局長